

**委員から出された主な意見**  
(第2回森林・林業基本政策検討委員会)

**【森林計画関係】**

- 今までの制度について、何が問題で何が課題なのか明らかにする必要がある。
- 森林施業計画は中身が複雑で森林所有者の関心も低く、森林組合が代行しているのが現状。簡素化する必要がある。
- 数値計画について、今までどおり地方は国に縛られるのか。数値計画の必要性は低いと考えており、地域が主体性を持って森林の管理を行うのが望ましい。
- 森林計画制度全体をどう改革するのが見えない。計画制度の中でどのようにバウンダリーを設定し、各計画で何を盛り込んでいくのかを考える必要がある。

**【人材育成】**

- 制度的な部分だけでなく、人や組織に関することも議論することが大切。地域性と専門性に基づいた適切な森林管理を行っていくためにも人材育成は必要。
- フォレスターの業務は、森林計画策定やルールへの運用などの行政が行うべきものと、森林所有者への支援や普及などの民間が行うべきものに分類されるが、日本ではこういった人を育てていけばよいのかをきちんと整理すべきである。

**【木材需給量】**

- 目指すべき姿で自給率50%を掲げているが、何のために目指さなければならないのかを整理することが必要。公益的機能の発揮と木材生産をいかに調和させるかが重要。
- 自給率50%の達成のためには、需要の喚起が必要。(需要がないまま、供給量を増やせば、価格は下がる)プランにおいては、需要から考えるという視点が欠けている。
- 国産材の需要喚起には公共建築物や土木分野での木材利用が重要であるが、建築基準法や消防法がネックであり、省庁の枠を超えて改善を行うことが必要。

**【機能類型】**

- 現行の3区分で良いのかについて議論する必要がある。例えば、水土保持にしておくのが補助金を獲得するのに都合が良いため、循環林が少なくなっているといったことから、望ましい形になっているとは言えない。

#### 【集約化・機械化】

- プランの中では、「大型林業機械」の話が出ているが、機械化のあり方について議論が必要。
- 経営の集中化により、技術レベルにあわせて生産規模を変えていくことが必要であり、中小企業の林業経営の規模拡大を図ることで先が見えてくる。
- 経営規模の拡大は可能だが、今後、自分たちだけで管理することは困難。フォレスター等が経営計画を立て、森林組合の経営プランが森林所有者に対して働きかけを行うことが必要。

#### 【流域管理システム】

- 大流域には大きな意味がない。そういった意味では流域管理システムに縛られる必要はなく、都道府県単位で考える方が合理的。
- 流域については、市町村が参加しやすいまとまりとすべきであり、上流から下流までのつながりを確保する施策を立てることが必要。
- 流域の単位としては、水の流れなど環境面と木材流通の観点があり、切り分けて議論することが必要。

#### 【森林組合関係】

- 森林組合の位置付けに関して、これまで地域の森林管理を担ってきたという事実を踏まえつつ、今後この役割がどのように変わっていくのか（公的な役割をどれだけ担っていくのか）明らかにしていけないと森林組合改革検討委員会において議論ができない。
- 森林組合に対するスタンスについて議論することが必要。

#### 【経済関係】

- 昔は山持ちは「金持ち」だったが、今は山は「お荷物」。木材自給率が50%になると、材価も支えられ森林所有者も関心を持つようになる。
- 林業、木材産業を取り巻く経済の仕組みをベースに考えるべきであり、計画を変えれば、経済が回転するというわけではない。
- 経済的に成り立たせるために「所有」と「経営」の分離が重要なポイント。

#### 【補助金関係】

- 補助金の一括交付金化の話は、これまでの林政の仕組みを全て変えなければならない、という共通認識が必ずしも十分ではない。

#### 【森林情報関係】

- 持続可能な森林管理を行うためには、森林情報が必要であり、各省庁の枠を超えて情報を捕捉できる仕組みを構築するべきである。
- 森林簿の調製にあたっては所有者情報等が必要であるが、森林簿担当者が所有者の変更や伐採の変更など情報の変化を把握できないことに構造的な欠陥がある。